

## 令和3年度事業計画

令和2年度においては、多くの国は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、急激かつ大幅な景気後退を経験するに至った。我が国経済も、その例外ではなく、4・5月には、インバウンド需要の減少、続いて中国の生産活動停滞によるサプライチェーンを通じた供給制約による生産の滞り、さらに、国内の経済社会活動の抑制等により、戦後最悪の厳しい状況に陥った。その後、社会経済活動のレベルの段階的に引き上げや、政府による緊急経済対策等による個人消費の改善等から、持ち直しの動きが見られるものの、年末からの感染の再拡大により、景気に対する不透明感は依然として継続している。また、「新たな生活様式」が定着する中で、新たな時代への変化に対応した経済活動を行うきっかけがつかめない状況にもある。

このような中、製パン業界においても、在宅需要の高まりから、量販店やドラッグストアを中心にまとめ買い等により売上が増加する一方で、コンビニエンスストアやフレッシュベーカリー等の小売業では、オフィス街や駅周辺を中心に来店者数の減少により売上が減少した。また、パンの種類別では、在宅時間の増加等により食パンやロールパン等は一時的に売り上げが増加したものの、外出自粛により菓子パンと惣菜パンの需要は落ち込んだ。これらの変化は、やや落ち着きが見られるが、感染拡大が繰り返される中で、全体的には依然として厳しく、不透明な状況が続いている。加えて、感染拡大の収束の見通しが立たない中で、消費者の節約志向は更に強まり、販売競争が激化している状況にもある。

上記のような厳しい環境の下ではあるが、製パン業界は、食料の安定供給という非常に重要な使命を果たすべく、食品の安全及び従業員の感染予防対策を徹底しつつ、様々な取組に努めていく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、製パン業界や会員企業の一層の発展に向けて、製パン業を巡る諸課題、すなわち、原材料の安定的な確保、安全や安心・品質の確保、消費者に誤解を与えないような適切な食品表示、適正な取引の推進、環境問題への対応、パン食の普及等にも引き続き取り組み、「新しい生活様式」等により変化する消費者ニーズを的確にとらえ、お客様に安心してお買い求めいただける製品とサービスを提供できるようにしていくことが重要である。

このため、当会としては、会員が一致協力して諸課題に適切に対応していけるよう、令和3年度において、下記の取組を積極的に実施していく。

## 1 新型コロナウイルス感染症にかかる関連情報提供の充実等

国民にとって必要不可欠なパン製品の安定供給という使命を達成するためには、各会員において新型コロナウイルス感染症の予防対策を徹底し、クラスターを発生させないこと等により事業を継続していくことが極めて重要である。このため、行政機関等からの新型コロナウイルス感染症にかかる関連情報提供の充実に努めていくとともに、必要に応じ諸要請を行う。

## 2 主原料及び原材料対策の推進

- (1) 主原料である小麦について、政府売渡価格制度の適切な運用、内外価格差の是正を引き続き求める。
- (2) また、パンの製造に必要不可欠な小麦、バター、小豆等原材料について、その安定的確保のための需給等に係る情報収集とともに、雑豆輸入制度の適切な運用を行う。

## 3 食品の安全・安心の確保、品質管理に関する対策等の推進

- (1) 製パン業界として、食の安全・安心の確保や品質管理の徹底を図るため、これらに係る施策等の適切な情報の提供、意見交換等を行うとともに、各社において細菌面における衛生管理の強化に自主的に取り組む。
- (2) HACCPの制度化に対応して、厚生労働省から承認を受けた「HACCPの考え方を取り入れたパン類の製造における食品衛生管理の手引書」の活用を引き続き推進する。

## 4 食品表示の適切な推進

- (1) 今後とも、消費者に誤認を与えることなく、消費者の自主的・合理的な商品選択に資するよう、表示に係る法令、自主基準の遵守を徹底するとともに、既存の表示に関する自主基準について、会員の意向等を確認しつつ、必要に応じて、内容見直し等の検討を進める。
- (2) 添加物不使用等の強調表示の是非について、消費者庁の「添加物不使用の表示に関するガイドライン検討会」において議論がなされていくことを踏まえ、科学的根拠に立った添加物表示のあるべき姿の実現に向けて取り組む。

## 5 適正な取引の推進

- (1) 消費税転嫁カルテル、表示カルテルが本年3月末に失効となるが、引き続き、適正取引に関する法令への適切な対応等を通じ、製パン業界のあるべき姿の実現を目指して努力していく。
- (2) 農林水産省で作成が進められている食品製造・流通事業者間等の「適正取引ガイド

ライン」に係る作業に協力していくとともに、作成の際にはその周知・活用を図る。

## 6 物流対策の推進

- (1) 物流改善に関する情報の提供、意見の集約を行う。
- (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の際には、期間中の円滑な物流が確保されるよう、各種対策に取り組むとともに、必要な要請を行う。

## 7 災害時等緊急時の対応と体制整備

阪神・淡路大震災、東日本大震災及び近年頻発している大災害時の経験を踏まえ、緊急事態発生時に必要な対応を行うとともに、危機管理対応体制の整備・強化を図る。

## 8 パン食の普及啓発及び消費拡大

- (1) パン食普及協議会を中心として、各地の広報活動支援、ホームページの充実、ベーカリー用のハンドブック作成、日本パン技術研究所の研修コース新設への支援及び国産小豆の利活用のための事業実施等を通じて、パン食の普及啓発事業を推進する。
- (2) 学校パン給食推進協議会を中心として、岐阜県プロジェクトはじめ各地の学校パン給食に係る活動や諸課題解決のための取組を推進する。
- (3) 消費者との対話や問い合わせ・苦情処理及び広報活動を行う。

## 9 環境問題等への対応

- (1) 環境問題の解決、「脱炭素社会」の実現に向けて様々な対策が進められる中、省資源・省エネルギー対策に関する情報の提供や意見の取りまとめを行うとともに、製パン業界のCO<sub>2</sub>や廃棄物の排出対策に係る新たな自主行動計画の策定等適切な対応を行う。
- (2) 特に、プラスチック容器包装リサイクル制度に関して、本年1月に決定された「今後のプラスチック資源循環施策のあり方」を踏まえ、容器と包装の一体的回収等を内容とする新たな制度構築やリデュース等の取組の推進が行われることとなるが、食品産業センター及びプラスチック容器包装リサイクル推進協議会と連携して、製パン業界として不合理な負担が増えること等がないよう、意見の提出等の活動を行う。
- (3) アフリカ豚熱の感染防止対策として、食品残さ等の食品循環資源の飼料利用について、「肉を使用するものには一定以上の加熱処理が必要となる」等の新たな規制が本年4月に開始されるが、製パン業界が新たな規制に円滑に対応できるよう、必要なフォローや対応を行う。

- (4) 食品ロス削減の主な取組である発注リードタイムの適正化に向けて、関係団体の研究会に参画する等の対応を行う。

#### 10 その他製パン業の経営基盤に係る諸課題への対応

外国人材も含む人材の確保、労務・安全対策等も含め製パン業の経営基盤に関連する諸課題に適切に対応する。

#### 11 各種会議等の開催やWebの積極的活用

- (1) 上記の諸課題に適切に対応するため、定例会議、科学技術委員会、物流等改善委員会、労務研究会等を引き続き定期的で開催し、その中で、より一層の情報提供や意見交換を行う。また、必要に応じて、関係者との会合開催、調査・研究及び関係行政機関や団体関係者による説明会等を開催する。
- (2) 各種会議や意見交換・説明会については、対面方式を重視しつつも、新型コロナウイルス感染症予防や業務効率化等を踏まえ、Webの積極的な活用（Web併用も含む）やそのための環境を整備する。

#### 12 関係行政機関及び関連団体との連携等の強化

製パン業界を巡る様々な課題に関して必要な対策の検討や要請を行うとともに、製パン業の一層の発展・社会的地位の向上や当会組織の強化・拡充を図るため、関係行政機関及び食品・小麦粉等関連団体との連携や意見交換等の活動を積極的に行うほか、パン産業振興議員連盟とも引き続き連携する。また、会員間あるいは関連業界との交流・親睦のための活動を行う。